

石川県バリアフリー社会推進賞表彰実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成9年石川県条例第5号。）に基づき、高齢者、障害者等をはじめすべての県民があらゆる分野の社会活動に平等に参加することのできるバリアフリー社会（障壁のない社会）づくりの推進に貢献した、個人及び団体（以下「個人等」という。）を表彰するための必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第2条 表彰の対象は、県内において、次のいずれかに該当すると認められる個人等とする。ただし、国、県が行った事業並びに同一の功績により知事賞を受けた個人等は対象とはならない。

- (1) 施設部門として、高齢者、障害者等が利用しやすいように配慮された、不特定多数が利用する施設等の整備（当該施設の設計を含む。）を行った個人等
- (2) 活動部門として、高齢者、障害者等に対する支援などにより、バリアフリー社会づくりに寄与する活動を行っている個人等
- (3) 福祉用具部門として、高齢者、障害者等の自立支援や介助者の負担軽減を図るための創造的な福祉用具を作製した個人等

（募集方法）

第3条 募集方法は、自薦、他薦を問わず、一般公募とする。

（審査委員会）

第4条 石川県バリアフリー社会推進賞の審査・選考をするため、石川県バリアフリー社会推進賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（被表彰者の決定）

第5条 被表彰者の決定は、審査委員会の意見を基にして知事が行う。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、知事が賞状を授与し、副賞を添えてこれを行う。

（庶務）

第7条 庶務は、石川県健康福祉部厚生政策課が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月22日から施行する。

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。